

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 表彰規程

（目 的）

第1条 この規程は、地域の社会福祉の向上に功績があった団体又は個人に対し、その功績をたたえ表彰することを目的とする。

（表彰区分）

第2条 表彰は次のとおり区分する。

（1）感謝状を授与するもの

（2）表彰状を授与するもの

2 前項の表彰には必要により記念品を添えることができる。

（対 象）

第3条 表彰の対象となる団体及び個人は別に定める表彰状並びに感謝状贈呈基準のとおりとする。

（表彰手続き）

第4条 前条に定める者を推薦しようとする者は、別記表彰者推薦書によって会長に届け出るものとする。

（表彰決定方法）

第5条 表彰は理事会の議決を経て会長が行う。ただし、急を要するものは会長が決めることができる。

2 表彰は原則として福祉大会等会員が一堂に会する場において行う。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。